

文化部活動の地域移行に関する検討会議運営規則（案）

令和4年2月16日

文化部活動の地域移行に関する検討会議設置要綱5.(2)の規定に基づき、文化部活動の地域移行に関する検討会議運営規則を次のように定める。

（総則）

第一条 文化部活動の地域移行に関する検討会議（以下、「検討会議」という。）の議事の手続きその他検討会議の運営に関し、必要な事項は文化部活動の地域移行に関する検討会議設置要綱（以下、「設置要綱」という。）に定めるもののほか、この規則のさだめるところによる。

（会議の招集等）

第二条 検討会議は、必要に応じ、座長が招集する。

2 前項の場合において、座長は、合議によらないことをもって検討会議の運営に特段の支障を生ずる恐れがないと認められるとき、その他正当な理由があると認めるときは、持ち回り会議とすることができる。

（会議の公開）

第三条 検討会議の議事は公開して行う。ただし、人事案件その他特段の事情により検討会議が必要と認めるときは、この限りでない。

2 検討会議の公開の手続きその他検討会議の公開に関し必要な事項は、別に会長が検討会議に諮って定める

（会議資料の公開）

第四条 検討会議に配布した資料は、公開することとする。ただし、本検討会議が公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合は、検討会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事録の公開）

第五条 事務局は、会議の議事録を作成し、公開することとする。ただし、本会議が公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、事務局は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（雑則）

第六条 この規則に定めるもののほか、会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、本会議に諮って定める。

附 則

この規則は、会議の決定の日（令和4年2月16日）から施行する。